

銚子テレビ放送株式会社 契約約款

銚子テレビ放送株式会社(以下「当社」といいます)と当社が行うサービスの提供をうける者(以下「加入者」といいます)との間に締結される契約(以下「加入契約」といいます)は、以下の条項によるものとします。

第1条 (サービス提供)

当社は、サービスを提供する区域(以下「業務区域」といいます。)内において、当社のサービスを提供するための施設(以下「本施設」といいます。)(以下「加入契約」といいます)により、加入者に次のサービスを提供します。

- 1) テレビジョン放送の同時再送信サービス
- 2) 有線テレビジョン放送施工規則第2条3号の規定による「自主放送」番組サービス
この自主放送番組サービスの内容については、ベーシック番組、ペイ番組、コマercial番組とする。

第2条 (約款の単位)

当社は、加入引込線1回線ごとに1つの加入契約を締結します。但し、集団加入については、別個の条項によりします。

第3条 (契約の成立)

加入契約は、加入申込者が加入申込書の記載の定め並びにこの約款を承認し、加入申込書に別個の条項によりします。必要事項の記入と、標準工事費相当額の申込金を支払の上申込み、当社がこれを承認した時に成立するものとします。但し、次の場合には承認しないことがあります。

- 1) 加入者引込線を設置し保守することが技術上並びに経営上困難であると判断される場合。
 - 2) 加入申込者が本契約の各種料金の支払を怠るおそれがあると認められる場合。
 - 3) その他加入申込者が本契約に違反するおそれがあると認められる場合。
- 2)加入者は加入引込線設置工事施工について、予め地主・家主・その他の利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合でも当社は責任を負わないものとします。

第4条 (加入工事費・月額利用料)

- 加入者は別表に定める加入工事費・月額利用料を当社に支払うものとします。
- 2) 落雷等やむを得ない事由により、当社が第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合、原則として月額利用料の減額は行わないものとします。但し、月のうち継続して10日以上亘ってそのサービスができなかった場合は、当該月分(2ヶ月にわたり引き続き10日以上20日未満行わなかった場合は初月分)の月額利用料は無料にします。
 - 3) 社会・経済情勢の変化に伴い、月額利用料を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに当該加入者に通知します。但し、前納額を支払った加入者の未経過期間については、これを据え置くものとします。
 - 4) NHKのカラー・衛星のテレビ受信料は、当社が設定した月額料金の中に含まれません。

第5条 (料金の支払方法)

- 加入者は当社に加入工事費・月額利用料等について、別途当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。
- 2)加入者は当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月1日(金融機関の休日の場合には翌営業日)までに指定する方法で支払うものとします。
 - 3)当社は原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第6条 (遅延損害金)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)(以下「支払期日」を超過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第7条 (セットップボックス)

- セットップボックス(以下「STB」といいます。)(以下「本体」)は、当社の所有とし加入者に貸与します。また、リモートコントローラー等の付属品を当社より購入または別表に定めるSTB利用料を支払うことで貸与を受けることができます。ただし、リモートコントローラー等の付属品については、設置工事完了日から12ヶ月間保証するものとし、それ以降の故障については消耗品として有償での取り扱いいたします。なお、B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについては、第9条の規定によるものとします。
- 2) STB本体に故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損・汚損または紛失した場合には、加入者は当社のSTB購入価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。

第8条 (施設の維持管理)

- 当社は、放送センターから保安器もしくはV-ONUまでの施設について維持管理します。
- 2)加入者は、当社の施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第9条 (B-CASカードおよびC-CASカード)

- B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによりします。
- 2) C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、貸与の別にかかわらず、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後はすみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
 - 3) C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が賠償するものとします。
 - 4)加入者が故意または過失により、C-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

第10条 (施設の設置および費用負担)

- 当社は本施設のうち、当社は、本施設のうち放送センターからタップオフもしくはクローゼージャーまでの施設(以下「当社施設」といいます。)(以下「所有」)を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし加入者は、タップオフもしくはクローゼージャーの引込端子から受信機までの引込工事負担金(以下「引込工事費」といいます。)(以下「負担するもの」といいます。)(以下「自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事が必要とする場合には加入者はその費用を負担します。2)本施設の設置工事は、当社または当社が指定した工事業者が行うものとします。3)加入者は本施設のうち、保安器・V-ONUの出力端子以降の全ての施設(以下「加入者施設」といいます。)(以下「当社が貸与する機器を除いたものを所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うもの」といいます。4)加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より12ヶ月間とします。

- 5)加入者は、加入者の名義変更の希望により当社施設及び加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第11条 (施設の所有関係)

本施設のうち、放送センター本施設のうち、放送センターから保安器出力端子もしくはV-ONUまでの施設及び同軸ケーブル、V-ONU電源、分配器、中継アダプタ、壁端子ユニット、壁端子取付枠、壁端子プレート、ケーブル付き2分配器、ケーブル付き3分配器、HDMI、STB本体、STB電源、STBリモコン、B-CASカード、C-CASカード、LANケーブル、電話線、ローゼット、スコッチロック等宅内機器は、当社の所有とします。本施設のうち、第10条で規定した自営柱、地下埋設設備は加入者の所有とします。

第12条 (故障)

- 当社は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。
- 2)加入者は、当社の提供する放送サービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても賠償責任を負うものとします。
 - 3)加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第13条 (天災に関する事項)

- 当社の施設には保安装置が設けられていますが、落雷などにより加入者の受信機が破損した場合、当社はその責任を負わないものとします。
- 2)天災等により当社の施設が壊滅した場合、当社はその責任を負わないものとします。

第14条 (利用に係る加入者の義務)

- 加入者は当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。
- 2)加入者引込線に線条その他の導体を連絡し、またはSTBを改変してサービスを無断で受信することを禁止します。

第15条 (契約台数)

- 加入者が本施設に加入申込書に定める台数を超える受信機を接続することを禁止します。
- 2)加入者は前項に違反した場合は、加入者が当社のサービス提供を受け始めた時にさかのぼり、当該料金を当社に支払うものとします。

第16条 (著作権および著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第17条 (放送内容の変更)

当社はやむを得ない事情により、放送内容を変更または終了する場合があります。なお、変更または終了によって起こる損害の賠償には応じません。

第18条 (設置場所の変更)

同一敷地内での施設の変更、または同一敷地外の移転先が当社の業務区域内で、かつ最寄りノックアウトもしくはクローゼージャーに余裕がある場合、加入者はSTBの設置場所を変更できるものとします。

第19条 (名義変更)

- 相続または特に当社が認める場合のみ、新加入者は当社の確認を得て旧加入者の名義を変更できるものとします。
- 2)前項の規定により名義を変更しようとする時は、名義変更手数料1,100円(税込)を当社に支払わねばなりません。

第20条 (解約)

- 加入者は加入契約を解除しようとする場合は、解約を希望する日の10日前まで当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 2)前項による解約の場合、加入者は4条の規定による料金を当該解約の日の属する月の分まで支払うものとします。
 - 3)第1項による解約の場合、当社はお客様の屋内・屋外配線、端末設備等を撤去します。その際には料金表に定める解約に係る撤去費をご負担いただきます。
 - 4)撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
 - 5)当社は、加入者が月額利用料を支払期日まで支払わなかった場合、または月額利用料を継続して3ヶ月支払わなかった場合は、サービスの提供を停止し加入契約は解除されたものとします。

第21条 (加入者の義務違反による解約)

- 当社は、契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することがあります。
- 2)加入者は、前項により当社のサービスの提供を停止され解約となった場合は、直ちに約款による全ての権利を失います。
 - 3)加入者は、第12条2項の定め違反した場合は、加入者が当社のサービスの提供を受け始めた年月にさかのぼって、当該規約に定められた利用料金相当額を別途当社に支払っていただきます。

第22条 (最低利用期間)

- 本サービスには、2年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。
- 2)加入者は、前項の最低利用期間内に入社加入契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解約金を支払うものとします。

第23条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議上解決にあたるものとします。

附則

この約款は、平成28年7月19日より施工します。

附則

この約款は、令和2年5月16日より施工します。

附則

この約款は、令和4年1月30日より施工します。

附則

この約款は、令和4年7月1日より施工します。

別表 料金(通常料金)

1. ケーブルテレビサービス初期費用(工事費)

料金種別	単位	金額
ケーブルテレビ基本工事費 (未対応住宅)	1 加入工事ごとに初回のみ	38,500円(税込)
ケーブルテレビ基本工事費 (対応住宅)	1 加入工事ごとに初回のみ	27,500円(税込)

2. ケーブルテレビ対応集合住宅入居者初期費用(工事費)

料金種別	単位	金額
チューナー設置工事費	1 加入工事ごとに初回のみ	8,800円(税込)

3. 利用料(基本契約)

料金種別	金額
ベーシックチャンネル	4,290円(税込)

4. 解約金(最低利用期間内の契約解除の場合)

種別	期間	金額(不課税)
戸建住宅	0~12 料金月	10,000円
	13~24 料金月	5,000円
戸建住宅(インターネット同時工事の場合)	0~12 料金月	35,000円
	13~24 料金月	17,500円
戸建住宅(電話同時工事の場合)	0~12 料金月	35,000円
	13~24 料金月	17,500円
集合住宅(インターネット同時工事の場合)	0~12 料金月	8,000円
	13~24 料金月	4,000円

5. その他の料金

料金種別	単位	金額
解約・加入解除時に係るもの	1加入工事ごと	8,800円(税込)